

松戸市介護保険受領委任登録 マニュアル 【福祉用具販売】

松戸市介護保険課

1 介護保険特定福祉用具販売の対象要件について

【対象者】

- (1) 介護保険の要支援 1・2、要介護 1～5 の認定を受けている方
- (2) 自宅(介護保険被保険者証に記載されている住所)で生活されている方
※ 「自宅での使用のための購入」が対象となります。
※ 次の場合は対象外となります。
 - ・ 事業対象者の場合
 - ・ 介護保険施設に入所中、又は入院中の場合(ただし、退院が確実で、退院後の生活のためにあらかじめ購入が必要な場合は、給付対象)
 - ・ 一時帰宅するための購入
 - ・ 一時的に身を寄せている住宅での購入

【支給の限度額】

同一年度内で 10 万円までの介護保険適用の特定福祉用具購入費用のうち、7 割から 9 割を保険から給付します(必ず負担割合証を確認してください。負担割合は領収日時点のものです)。支給限度額 10 万円の範囲内であれば、数種類を購入することも可能です。

なお、原則、同一品目の再購入は対象外です。ただし、すでに購入した福祉用具の破損や介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別な事情がある場合であって、市が必要と認めるときは同一品目であっても給付対象となります。その場合は事前に相談のうえ、申請書に再購入の理由を明記し、申請してください。

【介護保険該当の特定福祉用具について】

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③ 電動式又はスプリング式で便器から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ④ 便座・バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー・チューブ・タンク等）のうち、尿や便の経路となるものであって要介護者等またはその介護を担う者が容易に交換できるもの。専用パッド・洗浄液等、排泄の都度消

費するもの及び専用パンツ・専用シート等の関連製品は除く。

(3) 排泄予測支援機器

利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿意を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

(4) 入浴補助用具

座位の保持・浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって、次のいずれかに該当するものに限る。

入浴用いす	座面の高さが 35cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するもの
浴槽用手すり	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの
浴槽内いす	浴槽内に置いて利用することができるもの
入浴台	浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるもの
浴室内すのこ	浴室内に置いて浴室の床の段差の解消が図ることができるもの
浴槽内すのこ	浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの
入浴用介助ベルト	居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの

(5) 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの。

(6) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので移動用リフトに連結可能なもの。

(7) 固定用スロープ

段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないもの。

※可動式スロープは販売対象外

(8) 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するもので、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式タイプのもの。

※車輪・キャスターが付いている歩行車は対象外

(9) 歩行補助杖

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

※松葉づえは対象外

令和6年4月～
貸与と販売の
選択制

2 特定福祉用具販売の手順

【支給申請の流れ】

- (1) 被保険者が福祉用具の購入を希望
被保険者の要介護度・ケアマネジャーの契約の有無・認定有効期間を必ず確認してください。担当ケアマネジャーがいる場合は連絡を取り合い、購入内容を検討してください。
- (2) 介護保険課への確認
被保険者の残額が不明な場合や、購入品目が介護保険の対象になるかどうか不明な場合は、介護保険課へ事前に確認してください。
- (3) 被保険者又は被保険者から依頼を受けた販売業者・ケアマネジャー等が申請手続きを行います。

【申請に必要な書類】

支給申請書	申請者は被保険者本人となります。 <u>介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を確認し、そこに記載されているとおりに住所・氏名・負担割合を記入してください。</u> <u>マンション等集合住宅の名称も正確にご記入ください。</u> 口座振替依頼欄の口座名義が被保険者本人以外の場合は、委任状が必要です。
委任状	受領委任払い又は被保険者本人名義の口座以外の口座への振込を希望される場合は、提出してください。 受任者は振込口座名義人となります。口座名義と同様に記載してください。口座名義に代表取締役等の肩書がある場合は、そのとおりにご記入ください。 委任者住所・氏名は申請書同様、介護保険被保険者証に記載されているとおりに記入してください。 ※ 押印が必要です。 ※ 記入内容を訂正する場合は、原則、申請者本人の訂正印が必要になります。(捨印不可)
領収書	<u>※複数の商品の購入の場合には、商品毎に領収書が必要です。(シャワーチェア、浴槽台、スロープ等を複数購入した場合は、購入台数分枚必要になります。)</u> 宛名が被保険者本人のフルネームのもので、原本を提出していただきます。 (原本の返却が必要な場合は、窓口にて原本を提示後、コピーの提出も可能です。)
カタログ等のコピー	商品・メーカー名・定価がわかるものが必要です。 <u>(複数の商品が写っている場合には、対象商品がわかるようにメーカー等で示してください。)</u>

介護保険福祉用具に係る総費用額明細書兼確認書	介護保険の給付金額(9万円以内)を先に計算し、総費用額から給付金額を差し引いて領収金額を算出し、被保険者又は代理人に確認・署名をしていただきます。
------------------------	---

- ※ 「すのこ」「スロープ」等オーダー品の場合は、内訳書の添付も必要になります。
- ※ 「スロープ」の場合は、理由書欄に使用場所及び生活動線の記入も必要になります。
- ※ 支給申請に係る時効は、領収日の翌日から2年間です。

【支払い方法について】

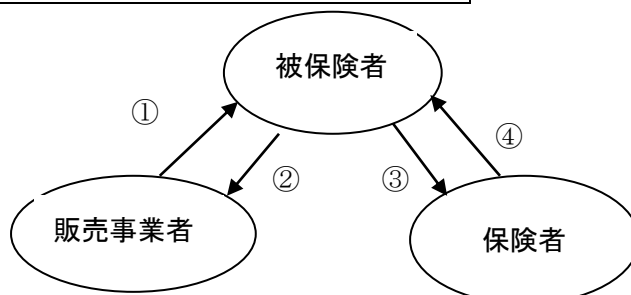
《償還払い方式》

被保険者が福祉用具購入にかかった費用の全額を販売事業者へ一旦支払い、その後、市へ申請をし、対象購入費の7割から9割を被保険者へ支給する方法です。

例：介護保険対象特定福祉用具購入費総額 10 万円、1 割負担の場合

(給付額：10 万円×90%=9 万円)

- ① 福祉用具購入
- ② 購入費総額 10 万円を支払う
- ③ 給付費 9 万円の支給申請
- ④ 9 万円の支給



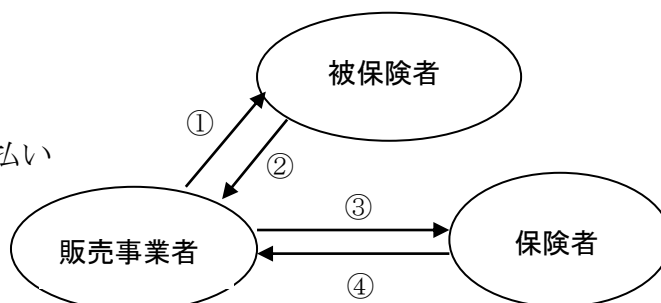
《受領委任払い》

被保険者が福祉用具購入にかかった費用の1割から3割を販売事業者へ支払い、残りの7割から9割を市から販売事業者へ支払います。これにより、被保険者の一時立替えによる経済的な負担が軽減します。

例：介護保険対象特定福祉用具購入費総額 10 万円、1 割負担の場合

(給付額：10 万円×90%=9 万円)

- ① 福祉用具購入
- ② 購入費 10 万円より支給額 9 万円を除いた 1 万円のみ支払い
- ③ 給付額 9 万円の支給申請
- ④ 9 万円の支給



- ※ 受領委任払い制度を使うためには、販売事業者は市への登録が必要です。登録した事業者は「松戸市特定福祉用具・住宅改修受領委任事業者登録簿」に記載されます。被保険者は、その名簿から事業者を選択します。

3 特定福祉用具販売の注意点

【支給対象内容について】

- (1) 印紙代
領収書の印紙代については、給付の対象外です。
- (2) 部品の購入
介護保険適用対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっているものについては、交換が必要と判断されたものについて、給付の対象となります。
- (3) 特定福祉用具対象品目を購入後、紛失又は盗難に遭われる等された場合には、再購入はできません。歩行用補助杖等、持ち運びによる紛失可能性のある福祉用具のご利用については十分ご注意ください。
- (4) 購入に伴う送料
給付の対象外です。

【対象者について】

- (1) 被保険者が生活保護受給者の場合
生活保護受給者の特定福祉用具購入は、生活支援課への事前の相談が必要です。費用は、生活支援課から支払われます(申請の流れについては7ページ参照)。償還払いによる購入はできませんので、ご注意ください。
- (2) 要介護認定申請中の場合
認定申請中であれば(申請日以降、認定結果が出るまでの間)暫定的に、福祉用具を購入することができます。ただし、申請は認定後になります。また、非該当になった場合は、全額自己負担となります。

【その他】

- (1) 申請から振込みまでの日数
当月購入分の申請書類は翌月 5 日に締め切り、その翌月 10 日が支払日となります。申請から振込みまでは約 35 日です。
- (2) 介護保険課による調査について
必要に応じて実地調査を行うことがあります。また、被保険者及び家族等から苦情があった場合は、登録事業者に対し、口頭又は文書により事情を確認することがあります。場合によっては、登録の取消しをすることもあります。

4 受領委任払い事業者登録について

【登録手続き】

初回登録時には松戸市受領委任払登録説明会への出席が必須となります(年2回開催予定)。お電話で事前参加予約を承ります。詳細は介護保険課給付担当(TEL047-366-7067)までお問合せください。

登録するためには、以下の書類を介護保険課へ提出してください(登録事業が「福祉用具」及び「住宅改修」の両方である場合は、各事業ごとに(1)～(3)まで、1部ずつ必要です)。

[必要な書類]

(1) 松戸市介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任事業者登録申請書
(2) 業務概要書
(3) 法人の場合は、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(発行から3ヶ月以内のもの、写し) 個人事業者にあつては、本籍のある市町村で発行した身分証明書(有効期限内のもの、写し)

※ 市への登録にあたっては、県の特定福祉用具販売の事業者指定を受けている必要があります。

【登録簿への記載と登録証の発行】

登録された事業者は登録簿に記載され、「松戸市介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任事業者登録証」が発行されます。

登録の有効期間は最長3年間です。

【事業休止・廃止・変更の届出】

事業の休止・廃止・変更を行う場合は、松戸市介護保険福祉用具購入費・住宅改修費受領委任事業者登録事項等変更届出書を遅滞なく市へ提出してください。

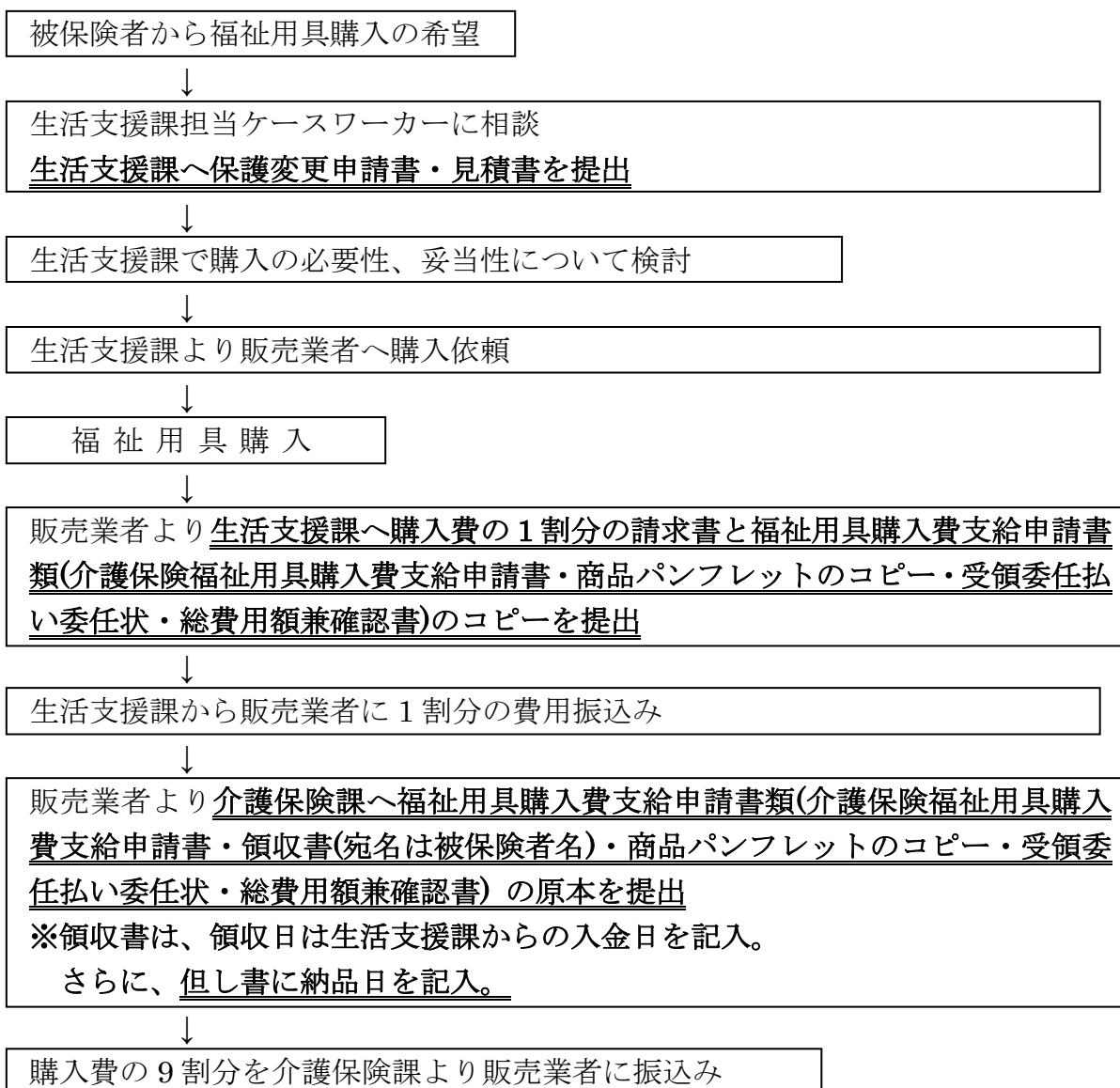
【登録事業者としての注意点】

「受領委任払い」の制度利用の有無に関わらず、登録事業者にあつては消費者の信頼を損なうことなく次の点に留意し、業務を行ってください。

- (1) 介護保険制度の趣旨を充分理解し、適正な福祉用具の販売を行うこと。
 - (2) 受領委任払いを利用するにあたって、利息をつけるなど、利用者に不利になるような条件をつけないこと。
 - (3) 業務上知りえた、被保険者の情報等を他人に漏らさないこと。
 - (4) 被保険者へ、購入費用額・最終的な自己負担額について十分説明し、理解を得ること。
- (5) 一般消費者、特に高齢者に対して次のような行為は慎んでください。
- ・ 介護保険の対象者とならない高齢者に対し、あたかも制度の利用が可能であるかのような期待を持たせることにより、契約を取りつけること。
 - ・ 市の「受領委任払い登録事業者」であることを自ら名乗ることで、制度をよく理解していない一般消費者へ対し、安心感を抱かせることにより、契約を取りつけること。
 - ・ その他、一般消費者へ誤解をまねくことにより不当な利益を得ようとする。

生活保護受給者の介護保険福祉用具購入の流れ

《65 歳以上の対象者の場合》



※選択制の商品について、利用者の判断が困難な場合は、適宜生活支援課と連携を取りながら、専門的立場から情報提供と提案を行ってください。

※65歳未満の対象者の場合は生活支援課のみで対応となります。